

令和5年3月1日

お客様各位

愛知県中央信用組合

## 融資繰上げ・一部繰上げ返済手数料に係る「消費税」の ご返還のお知らせとお詫び

今般、当組合が取扱いしております融資の繰上げ・一部繰上げ返済手数料（以下「融資繰上げ返済手数料」といいます）について、返済額に一定の比率を乗じる計算方法による手数料は、消費税が不課税であることが判明しました。

このため、これまでこの計算方法により手数料を頂いたお客様を対象に、改めて正しい手数料を計算し、誤って多く頂いた金額に、お支払い日からご返還日までの期間に民法上の法定利息年5%（令和2年4月1日以降にお支払いの場合は3%）を加算し、返還させていただくことにいたしました。

対象となりますお客様には個別にご連絡の上、返還手続きを実施いたします。

この度は、お客様に大変なご迷惑お掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

### 1. 対象となるお客様

当組合が上記の融資繰上げ返済手数料（返済額の2%または0.5%）の取扱いを開始した、平成30年11月16日～令和4年12月16日の間に該当する融資繰上げ返済をし、返済額の2%または0.5%の手数料及び消費税相当額をお支払いいただいたお客様。

なお、定額の手数料をお支払いいただいたお客様につきましては、繰上げ返済額に関係なく、今回の消費税の返還の対象ではございません。

### 2. お客様への対応

上記の対象となるお客様には、個別に文書にてご説明させていただき、速やかに返還手続きを実施いたします。

#### 【本件に関するお問合せ先】

けんしんお客様相談室

フリーダイヤル：0120-555-704

月～金曜日（祝日を除く）9：00～17：30

以上